



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

平成 26 年 11 月 4 日、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成 26 年 12 月 1 日から施行されました。

今回の省令改正は、カドミウム及びその化合物について、排水基準を 0.1mg/l から 0.03mg/l に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.01mg/l から 0.003mg/l に改正するものです。

改正の概要については以下の通りです。

- 1) 排水基準は現行の基準値 0.1mg/l から 0.03mg/l とする
- 2) 地下水浄化基準は現行の 0.01mg/l から 0.003mg/l とする
- 3) 暫定排水基準としては以下の業種について設定するものとする
 - a) 金属鉱業: 0.08mg/l (平成 28 年 11 月 30 日まで)
 - b) 非鉄金属第 1 次製錬・精製業及び非鉄金属第 2 次製錬・精製業 (いずれも亜鉛に係るものに限り): 0.09mg/l (平成 29 年 11 月 30 日まで)
 - c) 溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限り): 0.1mg/l (平成 28 年 11 月 30 日まで)

また、国土交通省においても、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に係る排水基準を 0.1mg/l 以下から 0.03mg/l 以下に改正することが平成 26 年 11 月 19 日に公布され、平成 26 年 12 月 1 日より施行されています。

当社は、カドミウム及びその化合物も含め、各種排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 11 月 4 日付 環境省ホームページ

平成 26 年 11 月 4 日付 官報

平成 26 年 11 月 14 日付 国土交通省ホームページ
生活環境箇所 清水圭介

水質汚濁に係る環境基準の改正について

環境省は平成 26 年 11 月 17 日付けの告示により、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準 (以下「水質環境基準健康項目」という。) のうち、トリクロロエチレンの基準値を改正しました。

〈改正の経緯〉

平成 23 年 4 月の水道水質基準の改定において、トリクロロエチレンの基準値が 0.03mg/L から 0.01mg/L に強化されました。平成 25 年 12 月より環境基準健康項目専門委員会において、水道水質基準の改定等を踏まえた検討を行い、平成 26 年 9 月 11 日の中央環境審議会水環境部会における最終的な審議を経て、同日、中央環境審議会から環境大臣に対し、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しについての答申がなされました。

今回の水質環境基準健康項目の基準値改正は、この答申を踏まえたものです。

〈改正の概要〉

水質環境基準健康項目のうち、トリクロロエチレンの基準値について、「0.03mg/L 以下」から「0.01mg/L 以下」とするものです。

〈施行期日〉

平成 26 年 11 月 17 日

当社は、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 11 月 17 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 野村咲子

〈年末年始休業について〉

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月27日(土) ~ 1月4日(日)

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社は、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。

お問合せはこちら

